

NPO 法人
動物愛護団体エターナル・ホーム
定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 動物愛護団体エターナル・ホームと称する。英文では、Animal Welfare Organization Eternal Home と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市佐伯区八幡1丁目6-32に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、生命の尊厳が守られ、自他を思いやる心をはぐくみ平和に暮らせる社会となるよう、広島市を主たる活動拠点として国内の諸問題の解決に積極的に貢献することを、その目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 人と動物の共生をめざす動物愛護事業
 - ② まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業
 - ③ 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業
 - ④ 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業
 - ⑤ 関連する団体への支援事業
 - ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業
- (2) その他の事業
 - ① 物品の販売事業（寄付された物品を含む）

② 広告募集事業

③ 損害保険代理事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) その他の会員 別の規則において定めた会員

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

正会員以外は入会の意思表示が確認できるものであれば様式は問わない。

- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面、又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別途規則に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上 6 人以下
- (2) 監 事 1 人以上 2 人以下
- 2 理事のうち、代表理事を 1 人、副代表理事を 1 人以上 2 人以下とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は理事会において選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の過半数の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人は必要に応じ事務局を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催できない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の選任、解任、職務及び報酬
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条においても同じ。)、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 事務局の組織及び運営
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集

の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合はその限りでない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は広島市へ譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条第 1 項の規定する貸借対照表の公告については、法人の掲示板に掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の実施について必要な細則は理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は第 13 条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 酒井 裕美
副代表理事 吉満 はるな
理事 若林 清美
監事 木本 和子
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2027 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第 44 条第 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会員の種別と入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1)	正会員	(個人)	入会金	徴収しない	年会費	徴収しない
(2)	正会員	(団体)	入会金	徴収しない	年会費	120,000 円
(3)	賛助会員	(個人)	入会金	徴収しない	年会費	12,000 円
(4)	賛助会員	(団体)	入会金	徴収しない	年会費	60,000 円

施行：2025 年 月 日

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

① NPO 法人立ち上げの背景

ペットの数は今や子どもの数より多いといわれています。
また飼育環境や動物医療の向上により寿命が伸び、飼育されているワンちゃん・ネコちゃんの半数以上は7歳以上（シニア）とも言われています。
どんなに愛情を持っていた、いつ・どんな時に自分で世話出来る範囲を超える事態が起きかわかりません…。
残念なことに、愛犬・愛猫たちの介護は、人間と同じように国や行政からの支援を受ける事は出来ません。自宅でのペット介護を余儀なくされている方が増えています。
痴呆による夜泣きなど老犬の介護は想像以上に大変なことも事実です。
動物取扱業の改正に伴い、ブリーダーの1人当たりの飼育頭数規制と出産年齢の制限が始まり、今までは繁殖引退後も飼育していた犬猫を手放さざる得なくなったブリーダーも多くなっています。
しかしながら、繁殖引退犬猫を引き受ける受け皿は社会的に整備されていません。

② NPO 法人で実現したいこと

経済的・精神的理由などさまざまな理由で愛犬愛猫を手放さざる得ない飼い主が増加する今、高齢となったペット達を安心して暮らせる終の棲家が必要とされています。
私たちは見捨てられる命をゼロにするための活動を行いたいと考えています。
万が一にも飼い主の身体が不自由になった時の愛犬・愛猫に対する不安…そんな深刻な場面を一人で乗り越える事は、辛く困難な場合があります。悲しく辛い思いをする飼い主、行き場を失う愛犬・愛猫が増えてしまわないように！
万が一の時でも、最後まで愛犬・愛猫を守り、飼い主さんも安心した生活が送れるように広島市を主たる活動拠点として活動していきたいと考えています。

③ 法人格が必要になった理由

法人格を持つことで、法人名の下で取引を行うことができ、団体の信頼性が高まり、社会的認知と支援の輪を広げることが出来ると考えNPO法人の設立を申請します。

2 申請に至るまでの経過

設立代表者である酒井裕美は、1995 年頃から広島市において、個人で犬猫の動物愛護活動を行っています。

平成 2 年 5 月～	現在まで	第 2 種動物取扱業
2025 年 2 月 19 日		NPO 法人について商工会で中小企業診断士と相談。
2025 年 2 月 19 日～		NPO 法人について勉強を始める。
2025 年 3 月 1 日～		支援者を募る
2025 年 3 月 24 日		広島市市民局市民活動推進課に相談
2025 年 6 月 15 日		設立総会開催

令和 7 年 6 月 15 日

NPO 法人動物愛護団体 エターナル・ホーム
設 立 代 表 者 酒 井 裕 美

役 員 名 簿

令和7年6月15日現在

法人名 NPO 法人 動物愛護団体
エターナル・ホーム

区分	役職名	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無
理事	代表理事	サカイ ヒロミ 酒井 裕美		無
理事	副代表理事	ヨシミツ ハルナ 吉満 はるな		無
理事	理事	ワカバヤシ キヨミ 若林 清美		無
監事	監事	キモト カズコ 木本 和子		無

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は全ての役員について記載してください。(役員は、理事3名以上、監事1名以上が必要です。)
- 2 「役員の区分」の欄には理事、監事の別を記載してください。また、理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載します。
- 3 「住所又は居所」の欄には、広島市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面(住民票の写し等)によって証明された住所又は居所を記載してください。(書面の記載のとおりに記載してください)
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。(役員総数に対する報酬を受ける役員数の割合は、3分の1以下でなければなりません。法第2条第2項第1号ロ)

2025 年度の事業計画書

設立当初から 2026 年 3 月 31 日まで

法人名 NPO法人 動物愛護団体
エターナル・ホーム

1 事業実施の方針

NPO法人としては活動初年度であり、つい意気込んでしまいがちだが、当法人のキャパシティーを超えないように注意して、以下の事業を確実に実施することを目指す。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 人と動物の共生をめざす動物愛護事業
- ② まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業
- ③ 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業
- ④ 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業
- ⑤ 関連する団体への支援事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①人と動物の 共生をめざ す動物愛護 事業	経済的・精神的理由などさま ざまな理由で飼育困難になっ た犬猫や繁殖引退犬猫を引き 取り、新しい飼い主への譲渡 を行う。 新しい飼い主への譲渡が難し い老犬・老猫は、終生飼養す る。保護した犬猫の中で素質 のある犬猫に対しては、訓練 競技犬、セラピーペット等と して社会参加できるように支 援する体制づくりを検討す る。 人畜感染症についての情報発 信を行う	(A) 通年 (B) 広島市を主た る活動拠点として 国内 (C) 10 名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	1,700 千円

②まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業	空き家バンク、古民家再生事業を利用して、シェルターや譲渡支援カフェ又は会場の開設が可能かの調査等を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	60 千円
③社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業	支援事業の展開に加え、NPO法人の活動基盤を強化するための仕組みづくりや改善に努める。 関連団体・企業との連携をはかり、人材支援、支援金調達の要請、情報交換を図る。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	60 千円
④活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業	ホームページの作成、SMS 等の新規アカウントを作成し情報発信を行う。 刊行物を作成し、会員に対して発信する。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 6名	(D) 一般市民 会 員 (E) 不特定多数	360 千円
⑤関連する団体への支援事業	連携する団体の調査を行い、必要に応じて支援を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 関連する団体 (E) 不特定多数	60 千円
⑥その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業	インターネット上の募金サイトやクラウドファンディングの利用を検討し実施する。 ネット上の誹謗中傷対策も行う。 その他必要な活動を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 6名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	840 千円

計 3,080 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 物品の販 売事業 (寄付さ れた物品 を含む)	実施予定なし		
② 広告募集 事業	実施予定なし		
③ 損害保険 代理事業	実施予定なし		

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

2026 年度の事業計画書

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで

法人名 NPO法人 動物愛護団体
エターナル・ホーム

1 事業実施の方針

当法人のキャパシティーを超えないように注意して、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 人と動物の共生をめざす動物愛護事業
- ② まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業
- ③ 社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業
- ④ 活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業
- ⑤ 関連する団体への支援事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象者の 範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①人と動物の 共生をめざ す動物愛護 事業	経済的・精神的理由などさま ざまな理由で飼育困難になっ た犬猫や繁殖引退犬猫を引き 取り、新しい飼い主への譲渡 を行う。 新しい飼い主への譲渡が難し い老犬・老猫は、終生飼養す る。保護した犬猫の中で素質 のある犬猫に対しては、訓練 競技犬、セラピーペット等と して社会参加できるように支 援する体制づくりを検討す る。 人畜感染症についての情報発 信を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主た る活動拠点として 国内 (C) 13 名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	4,100 千円

②まちづくりを推進し、地域社会の活力を高める事業	空き家バンク、古民家再生事業を利用して、シェルターや譲渡支援カフェ又は会場の開設が可能かの調査等を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 地域住民 (E) 不特定多数	120 千円
③社会のさまざまな制度やシステム、ロジスティックスに関する調査研究・改善事業	支援事業の展開に加え、NPO法人の活動基盤を強化するための仕組みづくりや改善に努める。 関連団体・企業との連携をはかり、人材支援、資金調達要請、情報交換を図る。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 一般市民 (E) 不特定多数	120 千円
④活動に関連する情報の発信及びアドボカシー事業	ホームページ、SNS の更新を行い情報発信を行う。 刊行物を作成し、会員に対して発信する。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 3名	(D) 一般市民 (E) 不特多数	360 千円
⑤関連する団体への支援事業	連携する団体の調査を行い、必要に応じて支援を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 1名	(D) 関連する団体 (E) 不特定多数	120 千円
⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業	インターネット上の募金サイトやクラウドファンディングの利用し支援金を募る。 ネット上の誹謗中傷対策も行う。 広島市のふるさと納税納税指定寄付先申請を行う。 ネット上の誹謗中傷対策も行う。 その他必要な事業を行う。	(A) 通年 (B) 広島市を主たる活動拠点として国内 (C) 12名	(D) 一般市民 (E) 不特多数	1,212 千円

計 6,032 千円

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業名)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 物品の販 売事業 (寄付さ れた物品 を含む)	実施予定なし		
② 広告募集 事業	実施予定なし		
③ 損害保険 代理事業	実施予定なし		

計.....千円

(注意事項)

- 1 事業計画書は、2事業年度分（設立年度・翌年度）をそれぞれ別葉で作成してください。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、定款に規定している「(1) 特定非営利活動に係る事業」と「(2) その他の事業」を、それぞれ区分して記載してください。
- 3 定款に規定している「(2) その他の事業」の実施予定がない場合は、「実施予定なし」と記載してください。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人設立の日から2026年3月31日まで

NPO法人 動物愛護団体

エターナル・ホーム

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
1. 受取寄附金			
役員からの受取寄附金			0
受取寄附金	2,940,000		2,940,000
ボランティア受入評価益			0
2. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
受取補助金	0		0
3. 事業収益			
動物愛護事業収益	780,000		780,000
物品販売事業収益			0
4. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	3,720,000	0	3,720,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
ボランティア評価費用			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
荷造運搬費	18,000		18,000
水道光熱費	320,000		320,000
旅費交通費	18,000		18,000
通信費	60,000		60,000
機器使用料	300,000		300,000
広告宣伝費	60,000		60,000
損害保険料	60,000		60,000
修繕費	30,000		30,000
業務委託費	900,000		900,000
印刷製本費	30,000		30,000
通信運搬費	30,000		30,000
消耗品費	408,000		408,000
車両費	60,000		60,000
地代家賃	300,000		300,000
雑費	486,000		486,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	3,080,000	0	3,080,000
事業費計	3,080,000	0	3,080,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	20,000		20,000
旅費交通費	20,000		20,000
業務委託費	600,000		600,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	640,000	0	640,000
管理費計	640,000	0	640,000
経常費用計	3,720,000	0	3,720,000
当期経常増減額	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
2. 過年度損益修正益	0		0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損	0		
2. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額	0		
設立時(前期繰越)正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	0		

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。

2026年度 活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

NPO法人 動物愛護団体
エターナル・ホーム

(単位：円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	480,000		480,000
1. 受取寄附金			
役員からの受取寄附金			0
受取寄附金	4,506,000		4,506,000
ボランティア受入評価益			0
2. 受取助成金等			
受取助成金	0		0
受取補助金	0		0
3. 事業収益			
動物愛護事業収益	2,400,000		2,400,000
物品販売事業収益			0
4. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	7,386,000	0	7,386,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			0
給料手当			0
ボランティア評価費用			0
法定福利費			0
福利厚生費			0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
荷造運搬費	48,000		48,000
水道光熱費	602,000		602,000
旅費交通費	60,000		60,000
通信費	120,000		120,000
機器使用料	600,000		600,000
広告宣伝費	120,000		120,000
損害保険料	120,000		120,000
修繕費	60,000		60,000
業務委託費	1,200,000		1,200,000
印刷製本費	60,000		60,000
通信運搬費	120,000		120,000
消耗品費	816,000		816,000
車両費	120,000		120,000
地代家賃	600,000		600,000
雑費	1,386,000		1,386,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	6,032,000	0	6,032,000
事業費計	6,032,000	0	6,032,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			0

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費	124,000		124,000
旅費交通費	30,000		30,000
業務委託費	1,200,000		1,200,000
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	1,354,000	0	1,354,000
管理費計	1,354,000	0	1,354,000
経常費用計	7,386,000	0	7,386,000
当期経常増減額	0	0	0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
2. 過年度損益修正益	0		0
経常外収益計	0	0	0
Ⅳ 経常外費用			
1. 固定資産売却損	0		
2. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0		
当期正味財産増減額	0		
設立時(前期繰越)正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	0		

(注) 定款に「その他の事業」を規定している場合は、本書式例を参考に作成してください。
各科目は標準的なものを掲げています。適宜、必要な科目を追加、削除してください。